

「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」の一部改正に関する意見募集について

令和8年2月
物流・自動車局
貨物流通事業課

国土交通省では、別紙のとおり「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」の一部改正について検討しています。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

《意見公募要領》

1. 意見募集の対象

「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」の一部改正

2. 意見募集期間

令和8年2月12日（木） ～ 令和8年3月13日（金）

3. 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合意見提出フォームに必要事項を記載し、提出してください。

又は、意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承下さい。

（1）電子メールの場合（テキスト形式で氏名、住所、所属、電話番号、電子メールアドレス、ご意見（対象部分、ご意見、理由）を記載の上）

電子メールアドレス hqt-g_tpb_kmt3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 宛

※ 件名には「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」の一部改正」と明記して下さい。

(2) F A Xの場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛 先：国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 宛

F A X：03-5253-1637

(3) 郵送の場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛 先：国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 宛

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

※ 封筒の裏面等に「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」の一部改正」と明記して下さい。

4. ご意見の取扱い等

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

5. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局貨物流通事業課 意見募集担当

電話番号：03-5253-8111（内線41323）